

みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して暮らせるよう、集落や地域の将来のために、中山間地域において県民等が主体的に取り組む地域づくりの取組（地域コミュニティの再生、住民共助、地域資源活用、コミュニティビジネス、遊休施設活用等）や生活サービス・機能の確保のための取組を行う団体を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に定める地域（以下「条例指定地域」という。）。

イ 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市町村があらかじめ県へ協議して、県が登録している地域。

(2) 県民等

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第2項に規定する県民等

(3) 広域的地域運営組織

小学校や地区公民館単位など集落単位を超えた広域的な地域の単位で地域課題解決に向けた活動を行う地域運営組織で市町村が認める団体。

(4) 小さな拠点づくり

小学校区など、複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、住民同士の話し合いを通じて暮らしを守るための仕組みづくりの実践に取り組むこと。

(5) コミュニティビジネス

県民等が中心となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決に導こうとする事業。

(6) 継業

地域のなりわい（住民が運営し住民若しくは来訪者等を対象に商品・サービス等を提供する事業又はこれに類する事業であり、副業として営まれるものを含む。）について、事業主の親族又は従業員以外の移住者など第三者が、技術・技能の伝承を含め、事業内容を包括的に引き継ぐことをいい、事業の権利関係を引き継ぐことを主とする事業承継や農業という特定の産業に限定した第三者農業経営承継を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) スタート支援事業

(2) 将来に向けた取組支援事業

(3) 地域遊休施設等活用支援事業

(4) 安全・安心活動支援事業

(5) 次世代（高校生）育成支援事業

(6) 継業支援事業

ア なりわい継業支援

イ お試し継業支援

(補助対象経費、補助率等)

第5条 前条に規定する事業の事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表に定めるとおりとする。

2 事業実施主体(市町を除く。)は県内に在住、又は企業等においては県内に事業所を有する者とする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条の事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 第4条第2号から第4号又は第6号のアの補助事業を実施する市町

(2) 別表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業に係る補助対象経費(補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。)の額の一部又は全部について間接補助金を交付する市町

(3) 別表の第2欄に掲げる者で第4条第1号、第2号(ソフト事業に限る。)、第5号又は第6号のイの補助事業を実施する者

2 本補助金の額は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、別表の第6欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第7欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以下とする。

3 第4条第2号から第4号の事業において、事業実施主体が広域的地域運営組織である場合は、前項の規定に関わらず、市町の選択により、本補助金の額は次の(1)又は(2)による額以下とすることができる。

(1) 補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費の額(仕入れ控除額を除く。)から、当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額のうち、別表の第6欄に定める率を乗じて得た額(同表の第7欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。次号において同じ。)

(2) 補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費の額(仕入れ控除額を除く。)から、当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額のうち、別表第2欄に掲げる事業実施主体へ市町が補助する額の3分の2の額

4 前各項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

5 一の事業実施主体(市町を除く。)に対する同一の補助事業に係る補助金の交付は、1回に限り行うものとする。

6 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請時期は下記のとおりとする。

事業区分	交付申請の時期
スタート支援事業 将来に向けた取組支援事業 安全・安心活動支援事業 次世代(高校生)育成支援事業 継業支援事業(なりわい継業支援)	原則として、事業開始の20日前まで。ただし、4月1日から補助対象とする場合は4月10日までとする。
地域遊休施設等活用支援事業	原則として審査結果の通知日から14日以内(県の休日は算入しない)。ただし、市町の予算措置が未決の場合、予算決定後速や

	かに申請するものとする。
継業支援事業（お試し継業支援）	活動を始める日の14日前まで。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。ただし、継業支援事業のうちお試し継業支援事業の場合は様式第2号は不要とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第6条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業対象地域（地区）の変更
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第11条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第12条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、必要がある場合は、第8条第2項に定める交付決定通知で別に定める。
- (3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び第5号によるものとする。ただし、継業支援事業のうちお試し継業支援事業の場合は様式第5号は不要とする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第14条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(事業実施の後の状況報告等)

- 第15条 知事は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業実施後の状況報告については、知事が別に定めるところにより実施する。

(財産の処分制限)

- 第16条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
 - 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第17条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第18条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第19条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、品名、数量、取得額、取得年月日及び設置場所等を記載した財産管理台帳及びその他関係書類を整備及び保管しなければならない。

(雑則)

第20条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 市町負担	5 間接交付主体	6 県補助率	7 県補助限度額	8 備考
(1) スタート支援事業	集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織	地域の将来のために、住民が安心して暮らせる地域の活性化・再生を目指し、将来ビジョンを地域で共有し、コミュニティの再生、課題解決や活性化に取り組むための初期活動に必要な経費			10分の10	100千円	直接
(2) 将来に向けた取組支援事業	(1)市町 (2)市町長が必要と認める集落・自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的地域運営組織等	地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域づくりの活動や、地域資源の利活用、小さな拠点づくりへのステップアップにつながる取組等に必要なハード事業又はソフト事業に必要な経費 <ハード事業> ・活動に必要な施設の整備・改修（工事請負費（工事監理費含む）、直営工事用の材料購入費等）、施設に付随する機械設備等の購入等に必要な経費 ・ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費 ・その他事業に必要な経費 <ソフト事業> ・住民等が将来のために主体的に取り組む活動に必要な経費（備品、機械、器具等は1件あたりの取得金額が500千円未満のものに限る） ※コミュニティビジネスの取組の場合のソフト事業は、ニーズ調査、試作品づくり、アドバイザー謝金など事業準備に必要な経費及びコミュニティビジネスを実践するために必要な経費	<ハード> 6分の1以上	市町	<ハード> 3分の1 <ソフト> 2分の1 (注2)	<ハード> 3,000千円 <ソフト> 1,000千円	間接
					<ソフト> 2分の1	<ソフト> 1,000千円	直接（ソフト事業のみ）
(3) 地域遊休施設等活用支援	(1)市町 (2)集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織	地域における比較的大規模な遊休施設や既存利用施設等を活用して、小さな拠点づくりの実践や総合的に地域活性化に取り組むために必要なハード・ソフト事業に必要な経費	3分の1以上	市町	2分の1 (注2)	10,000千円 ※既使用部分の改修等整備を含む場合は4,000千円 (注5)	間接
(4) 安全・安心活動支援事業	(1)市町 (2)集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織	中山間地域で将来にわたり暮らし続けるために、まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象や地理、高齢化の進展等に伴う特有の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに必要な経費	6分の1以上	市町	3分の1 (注2)	500千円	間接
(5) 次世代（高校生）育成支援	高校生、地域住民、市町、高校等などで構成される実行委員会	地域コミュニティの活性化に資する事業であって、県立高校生の意見や発案を、地域の中で実施・具体化する取組に必要な経費			10分の10	1,000千円	直接

(6) 継業支援事業	(1)市町 (2)交付目的が達成される内容の事業を行うものと市町長が認める団体	ア なりわい継業支援 地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材(継業人材)を受け入れるために必要な次の経費 a. 継業のための施設設備の整備に係る経費(以下「施設整備等経費」という。) b. 継業のための賃借料(以下「賃借料」という) c. 継業人材の地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費(以下「研修等経費」という) ※b及びcは、最大24か月支給可能	一部又は全部	市町	市町負担額の2分の1	a. 3,000千円 b. 50千円/月 c. 60千円/月 ※a及びbを併用する場合は、ab合計で、24か月間の上限を3,000千円とする。	間接
	中山間地域の後継者のない事業の継業を実地に検討するための活動等を行なう者	イ お試し継業支援 a. 居住地と継業活動地の往復に要する交通費(同一年度内において原則として1往復分以内。ただし、宿泊費よりも1往復当たりの交通費が経済的であると認められる場合は、同一年度内において14往復分を限度として交付することができる。) b. 宿泊費(同一年度で13泊分、8,200円/泊を限度とする)			2分の1	b. 宿泊費： 4,100円/泊、13泊分	直接

注1 次に掲げる経費は補助対象としない。

(1)食糧費(研修会講師等の昼食代を除く)、(2)公課費、(3)車両購入費、(4)事業実施主体構成員への謝金・人件費、(5)その他補助することが適当と認められない経費

注2 事業実施主体が広域的地域運営組織で市町が間接補助する場合は、本補助金の額は市町の選択により、第6条第3項に定めるいずれかの額以下とすることができる。

注3 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・受託したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合にあっては、この限りではない。

注4 鳥取県民泊適正運営要綱第3条第7号に規定する「一般民泊」に係る取組は対象としない。

注5 既使用部分の改修等整備は、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な機能の新設・拡充・追加を図るものに限る。